新潟県条例第39号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（道路交通法関係手数料） **第８条**　（略） ２～５　（略） ６　法第108条の２第２項の規定による講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じて、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1) 令第37条の６第２号に規定する講習　１件につき<u>1,350円</u> (2) （略） (3) 令第37条の６の２第１号に規定する講習（更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者に対するものに限る。）　１件につき<u>5,600円</u>（加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車及び原動機付自転車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対する講習（次号において「簡易講習」という。）にあっては、1,500円） (4) 令第37条の６の２第１号に規定する講習（更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対するものに限る。）　１件につき<u>5,200円</u>（簡易講習にあっては、1,500円） ７～10　（略）	（道路交通法関係手数料） **第８条**　（略） ２～５　（略） ６　法第108条の２第２項の規定による講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じて、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1) 令第37条の６第２号に規定する講習　１件につき<u>1,500円</u> (2) （略） (3) 令第37条の６の２第１号に規定する講習（更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者に対するものに限る。）　１件につき<u>5,800円</u>（加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車及び原動機付自転車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対する講習（次号において「簡易講習」という。）にあっては、1,500円） (4) 令第37条の６の２第１号に規定する講習（更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対するものに限る。）　１件につき<u>5,350円</u>（簡易講習にあっては、1,500円） ７～10　（略）

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。